

会員規約

第1条（目的）

ジャパンプレミアムビルダーズ（略称「JPB」という）はJPB 会員として本規約を定め、これにより当団体の運営を行う。

第2条（会員の定義）

JPB 会員とは、施工品質向上につながる活動を継続し、JPB の理念を実践する住宅事業者で入会を承認された事業者。

第3条（入会）

加入申込書の提出後、当団体による審査および承認を経て入会とする。

第4条（年会費）

年会費は、毎年 30,000 円（税別）とする。

第5条（年会費の納付方法）

- (1) 当団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年会費は、前年度の 3 月に翌年度分を支払うものとする。
- (2) 年会費の支払い方法は、口座振替による自動引き落としとする。
- (3) 新規入会者については、加入承認月の翌月からその年度の 3 月までの期間に相当する年会費を月割りで支払うものとし、初年度の支払いは銀行振込により行う。
- (4) 一旦納入された年会費は、原則として返金しないものとする。
- (5) 年会費は事前の申し出がない限り、毎年度自動的に更新されるものとし、当該年度の年会費についても口座振替により自動引き落としされるものとする。

第6条（会員情報の変更）

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかにその旨を当団体に通知しなければならない。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当団体は一切の責任を負わないものとする。

第7条（会員情報等の公開）

- (1) 開示する情報は、当団体ホームページにおける会員の掲載案内の他、開示目的に照らして合理的な必要性があると認められる範囲のもので、活動の円滑な遂行に障害をもたらしたり、あるいは会員全体の利益を損なうものであってはならない。
- (2) 会員は当団体の対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当団体は責任を負わないものとします。
- (3) 当団体は、会員情報を法令を遵守した上で、活動目的の達成に必要な最小限の範囲で利用・公開するものとする。

第8条（創客）

- (1) 当団体がホームページ等を通じて集客した住宅購入希望者を、会員に紹介する場合があるものとする。

(2) 会員は、当団体が集客し紹介した顧客と成約に至った場合、当団体に対し、別途定める紹介料を支払うものとする。

第9条（退会）

- (1) 会員は、当団体が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。尚、1月末日までに提出がない場合は、翌年度も自動更新するものとみなす。
- (2) 年会費等の未納が確認された場合、当団体の通知後30日以内に支払いがなされないときは、当団体の判断により退会とみなすものとする。

第10条（会員特典）

会員は、次の各号の特典を受けることができる。

- ① 当団体 ホームページにおける会員の掲載案内
- ② 当団体が開催する研修・当団体専用ツール・その他セミナー等の先行案内
- ③ 当団体が開催する研修等の会員割引またはその他特典

第11条（協議事項）

規約の未規定事項や疑義に対する対応にあたっては、双方協議の上、誠意をもって解決するものとする。

第12条（会員規約の変更）

当団体は、運営のために必要と判断される場合、本規約を追加、変更することがある。

変更後の規約は、ホームページに記載する。

第13条（運営及び意思決定）

当団体は、株式会社家守りのサービス事業として運営され、重要事項は当社の指示・方針に従って決定されるものとする。

制定日：2026年4月1日

株式会社 家守り